

社会福祉法人みな福祉会

特別養護老人ホーム 悠う湯ホーム 優先入所取扱い要綱

第1条(目的)

この要綱は、特別養護老人ホーム悠う湯ホーム(以下「施設」という)のサービスを受ける必要性が高い者を優先入所(以下「入所」という)させるため入所に関する手続きや必要性を評価する基準等を定め、入所決定過程の透明性、公平性を確保し、施設サービスの円滑な実施に資することを目的とする。

第2条(入所対象者)

入所の対象になる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 要介護度 1～5 の認定を受けている者で常時介護を必要とし、居宅において介護を受けることが困難な者。
- (2) 介護保健施設に入所している者及び要介護度 1～5 までの認定を受け病院に入院している者。

第3条(入所の申込み)

入所の申込みは、入所希望者又は家族等が施設へ優先入所申込書(以下「申込書」という) (様式1)を直接提出しなければならない。

なお、申込み内容に変更が生じた場合には施設に連絡するものとする。施設が必要と認めたときには、再度申込書を提出しなければならない。

第4条(入所の申込みの受付)

- (1) 施設は、原則として入所希望者又は家族等と面接し、本人の心身の状況等を確認の上、申込書を受け付けることとする。
- (2) 施設は、申込者に対し、この要綱に定める入所決定の手続き及び入所の必要性を評価する基準等の説明を行い、申込者の「説明確認欄」に署名を受けることとする。
- (3) 施設は、申込書を受付けたときは受付簿(様式2)に記載し管理する。

第5条(入所検討委員会)

施設は、入所順位の決定を行うため施設内に入所検討委員会(以下「委員会」という)を置く。

第6条(委員会の構成)

委員会の構成委員は、施設の施設長、副施設長、生活相談員、介護支援専門員、介護主任、看護主任、第三者委員(2名)とする。

第7条(委員会の事務等)

- (1) 委員会は、施設長が招集し、原則として毎月1回開催する。
- (2) 委員会は、特別養護老人ホーム優先入所決定調査票（以下「調査票」という）（様式3）、選考者名簿（様式4）及び申込書等に基づいて入所の必要性を総合的に検討し、入所順位の決定を行う。
- (3) 委員会は、次の項目を勘案し、サービス提供上やむを得ないと判断した場合には優先順位を調整できる。
 - ア 性別に応じた居室の状況
 - イ 痴呆に対する施設の受入れ体制
 - ウ 医療行為を必要とする場合における施設の受入れ体制
- (4) 委員会は、開催時に議事録を作成し、2年間保管しておく。
議事録は、県又は市町村から提出を求められたときは、提出しなければならない。

第8条(結果の通知等)

施設は、申込者に受付後最初に開催する委員会で決定された順位について特別養護老人ホーム優先入所順位検討結果通知書（様式5）で通知する。

ただし、この要綱に基づき当初からの入所申込者を対象とした再優先入所申込みにより決定された順位については、入所順位の上位の20名までに決定した者に対し同通知書（様式5）で通知する。

第9条(説明責任)

施設は、入所希望者又は家族等から入所順位の決定について説明を求められたときには、その内容について説明をしなければならない。

第10条(守秘義務)

施設の職員及び委員会の委員は、現職中はもとより、その職を退いた後も業務上知り得た入所者希望者及び家族の係る情報を漏らしてはならない。

第11条(入所順位決定後の再確認)

施設は、入所順位の上位に決定した者に対し、必要に応じてその後の状況等を再確認し、調査票を見直すこととする。

第12条(入所の必要性を評価する基準等)

- (1) 施設は、申込書を受付けたときには、調査票と優先順位をつけた選考者名簿を作成し、委員会開催日の前までに委員に配布する。
- (2) 施設は、次の各項目について別表の「入所順位評価基準」に基づき点数化し、合計点数の高い順に優先順位をつけることとする。
 - ア 介護の必要の程度及び心身の特性
 - イ 介護者の状況

ウ 在宅介護の状況

ただし、入所申込者のうち、当法人の運営する在宅介護サービス等の利用者は、特に近隣でもあり、入所希望も強いと判断されることから他の入所申込者よりも優先することができることとする。

また、入院及び入所中（介護老人福祉施設を除く）の者で、退院及び退所ができる状態であると認められ、また在宅サービスの利用のない場合には、介護度により判断することとする。

エ 本人の所在地

オ 優先入所を希望する時期

なお、この方法で順位付けが困難な場合には、次の項目も勘案し順位をつけることとする。

ア 待機期間（長短の順）

イ 年齢（高い順）

第13条(入所順位決定の特例)

次の場合には、施設長の判断により例外的に入所順位の決定ができる。

- (1) 老人福祉法第11条第1項第2号の規定に基づく措置委託による場合
- (2) 緊急的な入所の必要性が認められ、委員会を招集する余裕のない場合
- (3) 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第39条）第19条に定める入所者の入院期間中の取扱いによる場合

第14条(要綱の公表)

この要綱は公表する。

附則（施行期日）

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

この要綱は、平成16年4月23日より一部改定する。